**別表第２**　技術上の規格における用語の意味（第６条関係）

⑴　複数の種類の遊技機に共通する事項に係る用語の意味

第６条に規定する技術上の規格に関し複数の種類の遊技機に共通する事項に係る用語の意味は、次のとおりとする。

［イ～カ　略］

ヨ　「遊技メダル数表示装置」とは、遊技メダルの貸出若しくは入賞による獲得又は遊技メダルを遊技の用に供することを電磁的方法のみにより行う遊技機に備えられる装置であつて、遊技者が遊技の用に供することができる遊技メダルの総数を電磁的方法により記録し、表示することができるものをいう。

タ　「設定変更装置」とは、設定を切り替える装置で、遊技機に備えられたボタン、レバーその他の装置の操作により作動するものをいう。

⑵　ぱちんこ遊技機に係る用語の意味

第６条第１号に掲げるぱちんこ遊技機に係る用語の意味は、⑴に掲げるもののほか、次のとおりとする。

［イ～ヲ　略］

ワ　「設定」とは、作動確率の組合せをいう。

カ　［略］

ヨ　［略］

タ　「遊技球数表示装置」とは、遊技者が遊技球に触れることができない構造を有する遊技機に備えられる装置であつて、遊技者が発射させることができる遊技球の総数を電磁的方法により記録し、表示することができるものをいう。

⑶　回胴式遊技機に係る用語の意味

第６条第２号に掲げる回胴式遊技機に係る用語の意味は、⑴に掲げるもののほか、次のとおりとする。

イ　「再遊技」とは、遊技メダル等の投入（貯留装置又は遊技メダル数表示装置に係るボタンその他の装置の操作により遊技メダルを遊技の用に供することを含む。以下この表、別表第５、別表第６及び別表第７において同じ。）をすることによらずに行うことができる遊技をいう。

［ロ～ヲ　略］

［削る。］

［⑷・⑸　略］

**別表第３**　不正な改造その他の変更を防止するための遊技機の構造に係る技術上の規格（第６条関係）

［⑴・⑵　略］

⑶　その他の規格

［イ～ハ　略］

ニ　主基板に装着されるロム及びリードライトメモリーであつて、貸し出され若しくは入賞により獲得された遊技メダル等を受け皿に送出し、又は貸し出され若しくは入賞により獲得された遊技メダル等の数を示す信号を遊技球数表示装置若しくは遊技メダル数表示装置に送信するためのものの総数は、すべての主基板を通じてそれぞれ１個を超えるものでないこと。

［ホ～ヌ　略］

**別表第２**　技術上の規格における用語の意味（第６条関係）

⑴　複数の種類の遊技機に共通する事項に係る用語の意味

［同左］

［イ～カ　同左］

［加える。］

［加える。］

⑵　ぱちんこ遊技機に係る用語の意味

［同左］

［イ～ヲ　同左］

［加える。］

ワ　［同左］

カ　［同左］

［加える。］

⑶　回胴式遊技機に係る用語の意味

［同左］

イ　「再遊技」とは、遊技メダル等の投入（貯留装置に係るボタンその他の装置の操作により遊技メダルを遊技の用に供することを含む。以下この表、別表第５、別表第６及び別表第７において同じ。）をすることによらずに行うことができる遊技をいう。

［ロ～ヲ　同左］

ワ　「設定変更装置」とは、設定を切り替える装置で、遊技機に備えられたボタン、レバーその他の装置の操作により作動するものをいう。

［⑷・⑸　同左］

**別表第３**　不正な改造その他の変更を防止するための遊技機の構造に係る技術上の規格（第６条関係）

［⑴・⑵　同左］

⑶　その他の規格

［イ～ハ　同左］

ニ　主基板に装着される貸し出された遊技メダル等又は入賞により獲得された遊技メダル等を受け皿に送出するためのロム及びリードライトメモリーの総数は、すべての主基板を通じてそれぞれ１個を超えるものでないこと。

［ホ～ヌ　同左］